

議 会 運 営 委 員 会

令和 7 年 1 月 1 6 日（木）

午前 9 時 3 0 分

第 2 委員会室

議 題

- 1 令和 7 年第 1 回（1 月）尾張旭市議会臨時会の運営について

- 2 尾張旭市議会個人情報保護条例の一部改正について

- 3 尾張旭市議会個人情報保護条例施行規程の一部改正について

- 4 尾張旭市議会政務活動費の交付に関する規則の一部改正について

- 5 尾張旭市議会行政調査・視察受入れに伴う費用徴収基準について

- 6 令和 7 年度議会費当初予算について

- 7 その他

配付資料一覧

【議題1 資料】

- 1 令和7年第1回（1月）尾張旭市議会臨時会日程（案）
- 2 議事日程（案）
- 3 令和7年第1回（1月）尾張旭市議会臨時会付議事件一覧、議案の概要
- 4 令和7年第1回（1月）尾張旭市議会臨時会 議案等審査付託表
- 5 予算決算委員会の進行

【議題2 資料】

- 6 尾張旭市議会個人情報保護条例の一部改正について（案）

【議題3 資料】

- 7 尾張旭市議会個人情報保護条例施行規程の一部改正について（案）

【議題4 資料】

- 8 尾張旭市議会政務活動費の交付に関する規則の一部改正について（案）

【議題5 資料】

- 9 尾張旭市議会行政調査・視察受入れに伴う費用徴収基準（案）

【議題6 資料】

- 10 令和7年度 議会費予算要求額（予算調整後）

【議題7 資料】

なし

令和7年第1回（1月）尾張旭市議会臨時会日程（案）

（会期1日間）

開 催 日	曜 日	開 議 時 間	会 議 名	日 程 等	
第 1 日	1 月 27 日	月	午 前 9 時 30 分	本 会 議	議会運営委員長報告 1 会議録署名者の指名 2 諸報告 3 会期の決定 4 委員会の所管事務調査報告の件 5 第1号議案 上程、提案理由の説明、質疑、討論、 採決又は委員会付託

議事日程（案）

2

議会運営委員長報告

第 1 会議録署名者の指名

（ 勝股 修二 議員 ）

（ さかえ 章演 議員 ）

第 2 諸報告

議長報告

第 3 会期の決定

（会期 1 日間）

第 4 委員会の所管事務調査報告の件

議会運営委員会

第 5 第 1 号議案

上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託

令和7年第1回（1月）尾張旭市議会臨時会付議事件一覧

・議案（1件）

番号	件名
第1号議案	令和6年度尾張旭市一般会計補正予算（第6号）

議案の概要

・議案（1件）

第1号議案 令和6年度尾張旭市一般会計補正予算（第6号）（財政課）

（単位 千円）

補正前予算額	31,245,578	補正予算額	266,200	補正後予算額	31,511,778
歳入	国庫支出金 ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金				266,200
歳出	・住民税非課税世帯等価格高騰給付金給付事業				266,200

令和7年第1回（1月）尾張旭市議会臨時会 議案等審査付託表

○ 予算決算委員会

議案番号	件名
第1号議案	令和6年度尾張旭市一般会計補正予算（第6号）

令和7年1月臨時会における予算決算委員会の進行

本会議

日程第5 第1号議案

⇒ 上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託



予算決算委員会 全体会①(議場)

進 行		説 明 者
1 第1号議案 令和6年度尾張旭市一般会計補正予算(第6号)		
(1) 人件費関係の説明		企画部長
2 議案の割り振り		
散会		



福祉文教分科会(第2委員会室)

進 行		説 明 者
第1号議案 令和6年度尾張旭市一般会計補正予算(第6号)		
1 歳入歳出説明		健康福祉部長
2 質疑応答		
3 議員間討議		
散会		



予算決算委員会 全体会②(第1委員会室)

進 行	
分科会会長報告及び報告に対する質疑、討論、採決	
散会	



本会議再開

日程第5 第1号議案

⇒ 議長報告、委員長報告及び報告に対する質疑、討論、採決

委員会提案第 号

尾張旭市議会個人情報保護条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び尾張旭市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和7年 月 日

尾張旭市議会議長 殿

提出者

議会運営委員長

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図るため必要があるからである。

尾張旭市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

尾張旭市議会個人情報保護条例（令和4年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別す</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号。_____）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別す</p>

るための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11～13 （略）

（利用及び提供の制限）

第12条 （略）

2～4 （略）

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
(略)	(略)	(略)

るための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

11～13 （略）

（利用及び提供の制限）

第12条 （略）

2～4 （略）

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
(略)	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下_____「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は_____報酬、_____福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、_____自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下_____「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下_____「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^ニが次の各号のいずれかに該当すると^ス思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措

第27条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下_____「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下_____「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下_____「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^ニが次の各号のいずれかに該当すると^ス思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措

置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は

置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下_____「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下_____「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下_____「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は

利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定_____その他開示請求等を行うとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等を行うとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

尾張旭市議会告示第 号

尾張旭市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年 月 日

尾張旭市議会議長 松原 たかし

改正前	改正後
<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u></p> <p>—</p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u></p> <p>—</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号</p> <p>_____</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p>	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する_____加入者等記号・番号等</p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する_____組合員等記号・番号等</p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する_____被保険者記号・番号等</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の<u>免許情報記録の番号</u></p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する_____組合員等記号・番号等</p>

(12)・(13) (略)

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律
(昭和57年法律第80号)第161条
の2第1項に規定する保険者番号及び被
保険者番号

(15)～(17) (略)

(個人の権利利益を害するおそれ大きい
もの)

第5条 (略)

2 議長は、条例第11条本文の規定による
通知をする場合には、前項各号に定める事
態を知った後、当該事態の状況に応じて速
やかに、当該本人の権利利益を保護するた
めに必要な範囲において、次に定める事項
を通知しなければならない。

(1)～(5) (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 (略)

2～7 (略)

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定
める個人情報ファイルは、次に掲げる個人
情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイ
ルであって、専らその人事、給与又は____
報酬、____福利厚生に関する事項その
他これらに準ずる事項を記録するもの
ア・イ (略)

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定
する者及び前号ア又はイに掲げる者を併
せて記録する個人情報ファイルであって、
専らその人事、議員報酬、給与又は 報
酬、____福利厚生に関する事項その他
これらに準ずる事項を記録するもの

(12)・(13) (略)

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律
(昭和57年法律第80号)第161条
の2第1項に規定する_____被
保険者番号等

(15)～(17) (略)

(個人の権利利益を害するおそれ大きい
もの)

第5条 (略)

2 議長は、条例第11条本文の規定による
通知をする場合には、前項各号に定める事
態を知った後、当該事態の状況に応じて速
やかに、当該本人の権利利益を保護するた
めに必要な範囲において、次に掲げる事項
を通知しなければならない。

(1)～(5) (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 (略)

2～7 (略)

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定
める個人情報ファイルは、次に掲げる個人
情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイ
ルであって、専らその人事、給与若しくは
報酬若しくは福利厚生に関する事項又は
__これらに準ずる事項を記録するもの
ア・イ (略)

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定
する者及び前号ア又はイに掲げる者を併
せて記録する個人情報ファイルであって、
専らその人事、議員報酬、給与若しくは報
酬若しくは福利厚生に関する事項又は
これらに準ずる事項を記録するもの

9 (略)

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この状に置いて「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) (略)

2～5 (略)

(開示決定の通知)

第11条 (略)

第2号様式 (第9条関係)

保有個人情報開示請求書

(略)

9 (略)

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この状に置いて「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証_____、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) (略)

2～5 (略)

(開示決定の際に通知すべき事項)

第11条 (略)

第2号様式 (第9条関係)

保有個人情報開示請求書

(略)

<p>3 本人確認等</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr> <td>イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>健康保険被保険者証 (略)</td> </tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>第13号様式(第18条関係) 保有個人情報訂正請求書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>健康保険被保険者証 (略)</td> </tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>第20号様式(第20条関係) 保有個人情報利用停止請求書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>健康保険被保険者証 (略)</td> </tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (略)	(略)	(略)	2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (略)	(略)	(略)	2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (略)	(略)	<p>3 本人確認等</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr> <td>イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>運転免許証 _____ (略)</td> </tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>第13号様式(第18条関係) 保有個人情報訂正請求書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>運転免許証 _____ (略)</td> </tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>第20号様式(第20条関係) 保有個人情報利用停止請求書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>運転免許証 _____ (略)</td> </tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 _____ (略)	(略)	(略)	2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 _____ (略)	(略)	(略)	2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 _____ (略)	(略)
(略)																			
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (略)																			
(略)																			
(略)																			
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (略)																			
(略)																			
(略)																			
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (略)																			
(略)																			
(略)																			
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 _____ (略)																			
(略)																			
(略)																			
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 _____ (略)																			
(略)																			
(略)																			
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 _____ (略)																			
(略)																			

附 則

(施行期日)

- この規程は、告示の日から施行する。ただし、第3条第10号の改正は、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(令和7年3月24日)から施行する。

(経過措置)

- この規程の施行の際、この規程による改正前の尾張旭市議会個人情報保護条例施行規程の規定に基づいて提出されている請求書は、この規程による改正後の尾張旭市議会個人情報保護条例施行規程の規定に基づいて提出された請求書とみなす。

<p>第5条 市長は、前2条の規定により申請又は届出のあった各____会派及び無会派 議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該____会派の代表者又は代表者であった者及び無会派 議員に政務活動費交付・変更交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。ただし、変更交付決定額に変更がない場合においては、この限りでない。</p> <p>（交付請求）</p>	<p>第5条 市長は、前2条の規定により申請又は届出のあった各<u>交付</u>会派及び<u>個別交付</u>議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該<u>交付</u>会派の代表者又は代表者であった者及び<u>個別交付</u>議員に政務活動費交付・変更交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。ただし、変更交付決定額に変更がない場合においては、この限りでない。</p> <p>（交付請求）</p>
<p>第6条 ____会派の代表者及び無会派 議員は、政務活動費の交付日の10日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書（第7号様式）を提出するものとする。</p> <p>（会計帳簿等の整理保管）</p>	<p>第6条 <u>交付</u>会派の代表者及び<u>個別交付</u>議員は、政務活動費の交付日の10日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書（第7号様式）を提出するものとする。</p> <p>（会計帳簿等の整理保管）</p>
<p>第9条 政務活動費の交付を受けた____会派の経理責任者及び無会派 議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。</p>	<p>第9条 政務活動費の交付を受けた<u>交付</u>会派の経理責任者及び<u>個別交付</u>議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の尾張旭市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

尾張旭市議会行政調査・視察受入れに伴う費用徴収基準（案）

（趣旨）

尾張旭市議会が行政調査・視察を受け入れ、尾張旭市が保有している行政情報を提供する場合において、費用を徴収するものとする。

（徴収対象となる行政調査・視察）

尾張旭市議会が受け入れ、職員等が説明及び資料配付する行政調査・視察とする。

（徴収対象者）

公共団体の議員及び随員職員等とする。

（徴収費用）

尾張旭市議会は、行政調査・視察受入れの際の資料等に係る費用として、1人当たり500円を徴収する。

（徴収の免除）

次の場合に費用を免除することができる。ただし、過去2年以内に尾張旭市議会議員が行った行政調査において費用を徴収された公共団体は除く。

- 1 愛知県内の公共団体の議員及び随員職員等
- 2 過去2年以内に尾張旭市議会議員が行政調査を行った実績がある公共団体
- 3 行政調査・視察受入日から半年以内に尾張旭市議会議員が行政調査を行うことが決定している場合
- 4 その他議長が認める場合

（徴収事務）

費用の徴収に係る事務は、議会事務局において行う。

（実施時期）

令和7年4月1日以降に受け入れる行政調査・視察から適用する。

令和7年度 議会費予算要求額（予算調整後）

10

▲現時点で減額と判断 ●現時点で増額と判断 (千円)

節	節の名称	前年との比較	要求額	増減額
1	報酬	●議員報酬引上げによる ※人事課所管の会計年度任用職員報酬除く。	105,444	1,212
2	給料	予算額は人事課の指示による		
3	職員手当等	議員期末手当 予算額は人事課の指示による（議員期末手当含む。）	⇒43,957	(1,135)
4	共済費	議員共済会負担金 予算額は人事課の指示による（議員共済会負担金含む。）	⇒30,498	(▲2,270)
7	報償費	前年と同額	255	0
8	旅費	▲市議会議員共済会代議員会の皆減 ▲行政調査旅費の総額調整	2,262	▲245
9	交際費	前年と同額	250	0
10	需用費			
	1 消耗品費	前年と同額	450	0
	3 食糧費	●行政調査・視察受入金の徴収に伴い、提供する飲料等を見直したことによる。	72	52
	4 印刷製本費	▲市議会だよりを市広報誌と合わせて印刷・発行することによる。	161	▲2,831
	6 修繕料	前年と同額	100	0
11	役務費	前年と同額	469	0
12	委託料	▲議場・委員会室システム点検の回数を見直したことによる。 長期継続契約年数の見直し	5,070 ⇒4,963	▲62 ⇒▲169
13	使用料及び賃借料	前年と同額	645	0
17	備品購入費	●会派室パソコン買換え、インターネット用パソコン・プロジェクタースクリーン購入(新規)	973	795
18	負担金、補助及び交付金	前年と同額程度	3,603	▲6
合 計			119,504 ⇒194,102	▲1,085 (▲2,327)

【歳入】

節18（雑入）－細節11（行政調査・視察受入金） 60千円

※網掛け部分は、令和6年11月19日議会運営委員会での概要説明からの変更箇所です。